

盛岡市道の駅実施設計業務委託仕様書

(適用)

第1 本仕様書は、盛岡市（以下「発注者」という。）が委託する盛岡市道の駅実施設計業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(受注者の義務)

第2 受注者は、契約の履行に当たっては、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、本業務を実施するよう技術を発揮するものとする。また、本仕様書に定めのないことであっても、本業務を行うにあたり考え得る、より適切な方法の提案など、第3に掲げる目的を達成するための業務を遂行するものとする。

(目的)

第3 本業務は、盛岡市道の駅基本計画（以下、「基本計画」という。）に掲げる整備の目的等を踏まえ、令和2年度に実施した基本設計に引き続き、実施設計を作成するものである。岩手山と姫神山の眺望及び里山の自然地形を活かした、人間と自然が共存できる空間を創出し、居心地が良く、地域にとって誇りとなる施設を目指す。上記を達成するために、基本設計の内容をブラッシュアップし、デザイン性及び独自性の向上を図った上で、実施設計を立案しようとするものである。

(設計条件)

第4 本業務における設計条件は、次のとおりとする。

- (1) 整備地：盛岡市渋民字渋民地内（国道4号渋民バイパス沿い）
- (2) 敷地面積：約34,000 m²
- (3) 用途地域等：市街化調整区域
道路区域（国土交通省）及び森林地域の民有林（盛岡市）
田園・丘陵景観地域（景観形成地域）
街路景観地域（景観形成重点地域）
- (4) 想定事業費：全体 1,381百万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
土木 588百万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
建築 793百万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(業務内容)

第5 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 土木設計業務
 - ア 設計条件の設定

設計に必要な現地状況を把握するために、当該地域における地形や、地質、地物、植生、水路、土地利用状況、土地利用規制等の法的条件、供給処理施設等による社会条件、既往資料を前提に設計条件を設定する。

イ 施設計画及び配置計画

基本設計を基本として、本施設に必要な各施設の規模や形態等について、石川啄木記念館等との連携を踏まえ、各施設が効率的効果的に配置されるよう動線等にも留意し施設計画及び配置計画を行う。検討に当たっては、自然及び市街地環境、敷地の物理的及び社会的特長、岩手山及び姫神山の景観等にも考慮し、配置される要素の効果が最大限となるよう検討を行う。

ウ 駐車場、整地設計・公園緑地設計

基本設計を基本としながら、デザイン性及び独自性が向上するようにランドスケープの内容をブラッシュアップした上で、実施設計を行う。検討に当たっては、岩手山及び姫神山の眺望や里山の自然地形を活かし、人間と自然が気持ちよく共存できる空間となるよう検討を行う。

(ア) 駐車場及び整地設計

整地設計においては、自然、法的、社会条件から、域内土量バランスや、地形、地質にあった適正地盤の確保、道路縦断及び水路勾配との整合性、市道との調整、隣接する河川との総合調整、防災対策、石川啄木記念館等との一体性、宝徳寺及び渋民保育園との地形面の保全等の制約条件を整理し、駐車場及び整地設計を行う。

(イ) 公園緑地設計

公園緑地においては、石川啄木記念館等との一体性、岩手山及び姫神山への景観に配慮し、人間と自然が共存できるスペース、子育て世帯が楽しめるスペース、遊具広場等の設計を行う。また、周辺施設を考慮した統一されたサイン設計を行い、ブランド化をすすめること。その上で本業務に含まれる建築設計業務とも綿密に連絡調整を図り、統一されたデザインで設計を行うこと。

エ 防災設計

本地域内及び周辺に溢水等の被害が生じないよう雨水及び地表水を安全に流下させるための治水及び排水対策の検討及び必要な設計を行う。また、本

造成地による雨水の流出量の増加に対する対策として、防災調整池等により下流域への流出量の抑制を行う必要が想定されるため、防災調整池技術基準（案）（公益社団法人日本河川協会）に基づき、防災調整池の方式や、規模、配置、形状、形態、流末放流先等について検討及び設計を行う。工事中における沈砂池の必要性についても検討及び設計を行う。工事中における沈砂池の必要性についても検討及び設計を行う。

なお、造成計画高に合わせて、調整池を設けるものとし、基本設計の地質調査結果を考慮した検討（安定計算等）及び設計を行う。

オ 道路設計

(ア) 国道4号から駐車場まで

国道4号から駐車場までの進入路の設計を行い、平面図、縦断図、横断図、標準横断図、構造図、数量計算等を作成する。

(イ) 市道渋民鶴飼線から道の駅まで

道の駅用地南側に隣接する市道渋民鶴飼線から敷地内までの進入路の設計を行い、平面図、縦断図、横断図、標準横断図、構造図、数量計算等を作成する。

(ウ) 作業内容

- ・設計計画及び施工計画
- ・現地踏査
- ・平面縦断設計
- ・横断設計
- ・道路付帯構造物、小構造物設計
- ・仮設構造物・用排水設計
- ・設計図
- ・数量計算
- ・照査
- ・報告書作成

(エ) 擁壁・補強土壁の予備設計及び詳細設計

(ア)の国道4号から駐車場までの進入路に擁壁を設けるものとし、基本設計の地質調査結果を基に予備設計及び詳細設計を行う。工種の比較検討を行うものとし、一般的な擁壁工種以外にも、前面勾配が1:0.6より緩い「補強盛土工法」も比較検討する。

- ・予備設計
 - ① 設計計画
 - ② 設計条件の確認
 - ③ 比較形式選定
 - ④ 概略設計計算
 - ⑤ 基礎工検討
 - ⑥ 概略設計図
 - ⑦ 概算工事費算出
 - ⑧ 比較一覧表作成
- ・詳細設計
 - ① 設計計画
 - ② 設計条件の確認
 - ③ 設計計算
 - ④ 設計図
 - ⑤ 数量計算
 - ⑥ 照査
 - ⑦ 報告書作成

カ 設備（上水道，下水道，電気）設計

本地区内に設置される道の駅の上水道・下水道・電気設備関連の詳細検討及び必要な設計を行う。

(ア) 上水道及び下水道設備の設計

道の駅施設の上水道及び下水道施設について必要量を検討し，本管の引き込みからの施設までの配管等について設計を行う。

設計においては，公共建築工事標準仕様書及び盛岡市上下水道局の設計基準（盛岡市給水装置工事施工要領，排水設備の設計基準）に基づき，給水量，汚水量，配管等について検討を行い，実施設計図書を作成すること。

(イ) 電気設備の設計（引き込み～道の駅本体まで）

道の駅施設の電気容量の検討し，配管配線，電気設備設計を行う。

設計においては，公共建築工事標準仕様書等に基づき電気容量を検討し，配管等について設計を行う。その上で，東北電力及び NTT 等と協議し，同意を得ることができる実施設計図書を作成すること。

キ 行政手続き（林地開発（森林法）・開発許可（都市計画法））

(ア) 林地開発（森林法）

関係法令の各種申請手続きに係る関係機関との協議・調整を行ったうえで、岩手県林地開発許可制度実施要綱の規定に基づき許可申請書及び必要な協議及び関連図書・書類の作成を行うものとする。

(イ) 開発許可（都市計画法）

関係法令の各種申請手続きに係る関係機関との協議・調整を行ったうえで、都市計画法第 29 条及び第 32 条に基づく許可申請書及び必要な協議及び関連図書、書類の作成を行うものとする。

ク 測量業務

市道洪民鶴飼線からの進入路に係る道路詳細設計に必要な縦横断図等を作成するため測量を行う。

路線測量 約 L=0.18 km（実際に必要な延長を測量すること）

- ・ 作業計画 測量範囲内における作業計画の策定
- ・ 現地踏査 現場状況を把握調査
- ・ 線形決定 本業務範囲内における線形決定
- ・ 中心点測量 本業務範囲内における中心線測量
- ・ 縦断測量 本業務範囲内における縦断測量
- ・ 横断測量 本業務範囲内における横断測量

※基準点については、基本設計業務で設置した基準点を使用すること。

ケ 地質調査業務

舗装構成を検討するために土質調査を行うものとする。

- ・ 締め固めた C B R 試験 3 試料
- ・ 土の含水比試験 3 試料
- ・ 変状土採取 3 箇所

コ 工事費概算及び年次計画

実施設計による概算工事費を算定するとともに、年次計画を作成する。

サ 設計説明書

実施設計の内容について設計説明書を作成する。

(2) 建築実施設計

建築の意匠及び構造、設備、配置計画を踏まえた外構等の道の駅整備に係る実施設計を行う。内容は、「盛岡市道の駅実施設計業務委託 建築設計委託要領書」による。

(施設概要)

第6 施設概要

(1) トイレ・情報提供施設	189 m ² 程度	
(2) 地域連携施設		
ア 飲食施設	203 m ² 程度	
イ 厨房	79 m ² 程度	
ウ 軽食コーナー	18 m ² 程度	
エ 物産・農産物直売施設	227 m ² 程度	
オ 事務・管理機能	367 m ² 程度	
カ トイレ・通路等	64 m ² 程度	
キ 子育て支援	154 m ² 程度	
ク ポーチ・車椅子駐車場	241 m ² 程度	
ケ テナント棟	760 m ² 程度	<u>延べ 2,302 m²程度</u>
(3) 駐車場		
大型車	7～10台程度	
普通車	60～80台程度	
車椅子使用	3台程度	

上記施設内容及び規模は基本設計の案であり、詳細は本実施設計業務において決定する。

(その他)

第7 その他として必要な事項は次のとおりとする。

(1) 道路管理者（国土交通省）との調整

道路管理者との一体型道の駅整備を予定しており、道路管理者と駐車場、トイレ、情報提供機能等の整備に係る調整を行うこと。また、施設の整備及び管理に関する分担や進入路等について、発注者と共に道路管理者と協議や調整を行う。

(2) 関係法令上必要となる各種手続きの調査及び関係機関協議等

道の駅整備に向けて必要となる関係法令に基づく申請手続きに係る調査及び申請に向けた資料作成や関係機関との協議等に係る発注者の支援を行うとともに、必要に応じて受注者としても関係機関への確認や、協議、調整等を行う。

(3) 業務計画

受注者は、契約締結後速やかに発注者が指定する調査職員と打合せを行い、

業務計画書を提出するものとする。

(4) 打合せ等

- ア 本業務を適正かつ円滑に行うため、発注者と受注者とは常に密接な連絡を取り、受注者はその連絡事項をその都度記録し、打ち合せの際相互に確認するとともに、受注者は打ち合せ記録簿を作成し発注者へ提出するものとする。
- イ 業務着手時及び業務完了時の打ち合せには、総括責任者及び管理技術者が立ち会うものとする。

(5) その他

- ア 盛岡市道の駅整備懇話会で使用する資料作成や、必要に応じて会議等への出席を行うものとする。
- イ その他、発注者と受注者が協議のうえ、道の駅の整備方針検討に際して必要となる業務を行う。

(成果品)

第8 本業務の成果品は次のとおりとする。

内訳	規格	部数	備考
1 整地・緑地設計			
(1) 実施設計図	A3	3部	見開レザック製本
(2) 数量計算書	A4	3部	ファイル製本
(3) 設計計算書	A4	3部	ファイル製本
(4) 概算工事費算定書	A4	3部	ファイル製本
(5) 設計報告書	A4	3部	ファイル製本
(6) 見積もり品リスト	A4	3部	ファイル製本
2 道路設計			
(1) 実施設計図	A3	3部	見開レザック製本
(2) 数量計算書	A4	3部	ファイル製本
(3) 設計計算書	A4	3部	ファイル製本
(4) 概算工事費算定書	A4	3部	ファイル製本
(5) 設計報告書	A4	3部	ファイル製本

3 一般構造物設計（擁壁）			
(1) 実施設計図	A3	3部	見開レザック製本
(2) 数量計算書	A4	3部	ファイル製本
(3) 設計計算書	A4	3部	ファイル製本
(4) 概算工事費算定書	A4	3部	ファイル製本
(5) 設計報告書	A4	3部	ファイル製本
4 設備設計（上下水・電気）			
(1) 実施設計図	A3	3部	見開レザック製本
(2) 数量計算書	A4	3部	ファイル製本
(3) 設計計算書	A4	3部	ファイル製本
(4) 概算工事費算定書	A4	3部	ファイル製本
(5) 設計報告書	A4	3部	ファイル製本
(6) 見積もり品リスト	A4	3部	ファイル製本
(7) 協議報告資料	A4	3部	ファイル製本
5 行政手続き			
(1) 林地開発手続き	A4	1式	ファイル製本
(2) 都市開発手続き	A4	1式	ファイル製本
6 測量業務			
(1) 測量成果簿	A4	1式	ファイル製本
(2) 測量図	A3	1式	ファイル製本
7 地質調査業務			
(1) 地質調査報告書	A4	1式	ファイル製本
8 建築実施設計	別紙「盛岡市道の駅実施設計業務委託 建築設計委託要領書」による。		
9 その他			
(1) 打合せ記録	A4	1式	ファイル製本
(2) イメージパース	A3	3枚	仕様は発注者との協議による
(3) 模型		1式	仕様は発注者との協議による
10 上記の電子データ		3部	DVD-R等

※ 上記に記載の無いものについては発注者と協議するものとする。また、「道の駅整備懇話会」及び「道路管理者との協議」等に資料として使用するため、別途、発注者が指定する時期に中間報告資料を提出するものとする。

(資料貸与)

第9 本業務の履行にあたり貸与が必要となる市が所有する資料については、貸与を

行うとともに、受注者において適正な管理を行うこととし、業務完了までに返却すること。また、それ以外の資料については本業務において収集等を行うものとする。

(随時報告)

第10 受注者は本業務に関連し発注者が進捗等の調査又は報告を求めた場合において、受注者は速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出するものとする。

(参考文献等の明記)

第11 成果品に文献資料を引用する際は、著作権侵害等の問題を起こさないよう、しるべき処理をしたうえで、その文献・資料等の名称を明記しなければならないものとする。

(補足)

第12 本仕様書に定めた事項及び定めのない事項について、疑義が生じた場合や改善の必要性があると認められた場合には発注者と受注者とが協議の上これを定め、本業務を円滑に遂行することとする。

(テクリス)

第13 テクリスに係る内容は、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、測量調査設計業務実績情報サービス（コリンズ・テクリスシステム）により、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた上、登録機関（財団法人 日本建設総合情報センター）に以下のとおり登録申請する。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出する。
- (2) 受注時の申請は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日を除き 15 日以内に登録申請する。
- (3) 完了時の申請は、完了届提出後 15 日以内に登録申請する。
- (4) 受注時の内容に変更があった場合の申請は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日を除き 15 日以内とする。ただし、変更時と完了時の間が 15 日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略する。